

「野火焼きについて、市ではどのような注意喚起や指導を行っているのか教えてほしい」とのご意見について回答いたします。

令和3年2月19日 掲示

野火焼きにつきましては、越冬害虫の駆除と市内の環境美化、防火対策を目的として、市内の各自治会などが実施主体となり、1月上旬～2月上旬の休日を利用して河川敷・路肩・畦畔などにおいて毎年実施しております。

市といたしましては、各自治会などに対し、事前に消防署に届け出のうえ、地元消防団と連絡を密に取り、強風時には中止するなど類焼事故のないよう十分留意しながら実施するよう指導しております。

また、野火焼きの日程について、市ホームページに掲載し、よいちメールでも周知を図っているところであり、地域の皆さまにご理解、ご協力をお願いしているところです。

今後は、ホームページやよいちメールのほか、市広報紙などを活用し、更なる情報提供や注意喚起に努めて参ります。

【回答に関する問い合わせ先】

産業振興部 農政課 農産園芸係 TEL：0287（23）8292

令和3年2月19日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700